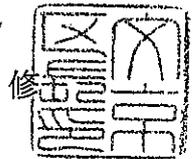


29文総総第104号
平成29年5月1日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣



平成29年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第14条第3項の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

文京区特定健康診査等実施計画等の策定における国民健康保険加入者の特定健康診査等のデータの目的外利用における本人宛て通知の省略について

2 諮問の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条の規定及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の規定に基づき、第3期特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画（データヘルス計画）（以下「実施計画等」という。）を策定する。

実施計画等の策定に当たっては、国保年金課の「国民健康保険給付業務」及び「特定健康診査・特定保健指導業務」において収集している国民健康保険加入者の特定健康診査等のデータやレセプトデータを利用する必要があり、本件は、文京区個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第14条第2項第3号の規定に基づき、本人の同意を得ないで、個人情報を目的外利用するものである。

本人の同意を得ないで目的外利用をした場合には、本人宛てに通知を要するが、本件は、通知を要する対象者が一定期間において大量（4万7千件以上）であるため、本人宛て通知を省略したく、条例第14条第3項の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい。